

公益通報者保護制度について

近年、食品の偽造表示など、国民の安心や安全を損なうような企業の不祥事が次々と明らかにされております。これらは、事業者内部の労働者による内部告発がきっかけで明らかになりました。このような状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けないよう、平成 18 年 4 月に「公益通報者保護法」が施行されました。

I 公益通報者保護法の概要

1 目的

- ・公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資すること

2 「公益通報」とは

- ①労働者（公務員を含む。）が、②不正の目的でなく、③労務提供先等について④「通報対象事実」が生じ又は生じようとする旨を、⑤「通報先」に通報すること

3 「通報対象事実」(④)とは

- ①国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるものに規定する罪の犯罪行為の事実
- ②別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが①の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等
- ・(別表) 刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS 法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定める法律（独占禁止法、道路運送車両法等）

4 「通報先」(⑤)と保護要件

- ①事業者内部（内部通報）
 - ：通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると思料する場合
- ②通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関
 - ：通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合(※)
- ③事業者外部（通報対象事実の発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者）
 - ：上記(※)及び一定の要件（内部通報では証拠隠滅のおそれがあること、内部通報後 20 日以内に調査を行う旨の通知がないこと、人の生命・身体への危害が発生する緊迫した危険があることなど）を満たす場合

5 公益通報者の保護

- ・要件を満たして「公益通報」した労働者（公益通報者）は、以下の保護を受ける
 - ①公益通報をしたことを理由とする解雇の無効・その他不利益な取扱いの禁止
 - ②（公益通報者が派遣労働者である場合）公益通報をしたことを理由とする労働者派遣契約解除の無効・その他不利益な取扱いの禁止

6 通報を受けた事業者・行政機関の対応

- ① 事業者内部への通報
 - ・書面により公益通報をされた事業者は、通報に係る是正措置について、公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない（第9条）
- ② 行政機関への通報
 - ・公益通報をされた行政機関は、必要な調査や適切な措置をとらなければならない。ただし、犯罪行為に関する公益通報をされた捜査機関の調査・公訴については、刑事訴訟法の定めに従う。（第10条）
 - ・通報が、誤って処分等の権限を有しない行政機関になされた場合には、その行政機関は、正しい行政機関を通報者に教示しなければならない。（第11条）

II 国の行政機関の通報処理ガイドラインについて

1 国の行政機関の通報処理ガイドラインの種類

- ① 「事業者」としての行政機関
 - 内部の職員等から内部の法令違反行為に関する通報を受け付ける
- ② 「権限ある行政機関」としての行政機関
 - 外部の労働者から事業者の法令違反行為に関する通報を受け付ける



二面的性格

2 国の行政機関の通報処理ガイドライン（内部の職員等からの通報）

- (1) 通報処理の在り方
 - ・通報処理の仕組みの整備
 - ・総合的な窓口の設置
 - ・秘密保持の徹底・利益相反関係の排除
 - ・通報対象者の範囲
 - ・通報者の範囲
- (2) 通報の処理
 - ・通報の受付：通報者に対する説明（不利益取扱いのないこと・秘密が保持されること）
受理・不受理の通知
 - ・調査の実施：必要性の検討、調査についての通報者への通知
 - ・調査結果に基づく措置の実施等
 - ・通報者への是正措置等の通知
 - ・関係事項の公表

- ・ 是正措置等の実効性評価
- (3) 通報者等の保護
 - ・ 通報又は相談をしたことを理由とする不利益扱いの禁止等
 - ・ 通報者のフォローアップ
 - ・ 救済制度（人事院への不服申立て、勤務条件に関する行政措置の要求、苦情相談制度等）の職員への通知
- (4) その他
 - ・ 通報関連資料の適切な管理
 - ・ 職員への周知
 - ・ 職員の調査等への協力義務

2 国の行政機関の通報処理ガイドライン（外部の労働者からの通報）

- (1) 通報処理の在り方
 - ・ 通報処理の仕組みの整備
 - ・ 通報受付窓口の設置
 - ・ 秘密保持の徹底・利益相反関係の排除
 - ・ 通報対象の範囲
 - ・ 通報者の範囲
 - ・ 公益通報以外の通報の取扱い：各行政機関の定めるところにより公益通報以外の通報の受付可
- (2) 通報の処理
 - ・ 通報の受付と教示：通報内容事実の把握・秘密保持についての通報者への説明
 - ・ 調査の実施：通報者が特定されない配慮・調査についての通報者への通知
 - ・ 受理後の教示
 - ・ 調査結果に基づく措置の実施
 - ・ 通報者への措置の通知
- (3) 通報関連資料の管理
 - ・ 他の行政機関等からの調査等への協力義務

Ⅲ 美幌町自治基本条例の規定

（公益通報）

第43条 職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがある場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態を是正するとともに、行政運営を常に適法かつ公正に行わなければなりません。

2 行政は、公益通報を行った職員に対し、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保障しなければなりません。

3 公益通報に関して必要な事項は、別に定めます。

美幌町法令遵守推進条例（仮称）の制定に向けての考え方

自治体職員は、法令を遵守し、公正に職務を執行しなければなりません。しかしながら、全国的に特別職を含む自治体職員の不適切な職務執行の事例が多発しており、これを防止するためには、職員の法令遵守及び倫理の保持について組織的に取り組む体制を整備する必要があると考えます。

本町においては、常日頃から法令遵守について、職員に周知しておりますが、倫理規程等は定められていない状況にあります。

国家公務員倫理法第 43 条では、地方公共団体に対し職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努力義務を定めており、本町においても何かしらの施策を講ずる必要があります。

これらの状況を踏まえ、平成 24 年度中を目標に、美幌町法令遵守推進条例（仮称）の制定に向けて検討していくこととします。

● 法令遵守推進条例の骨子

1 倫理原則（職員の責務・管理監督者の責務・任命権者の責務等）

2 公益通報

3 特定要求行為

（職員以外のものが、職員に対し、その職務に関し、特定の団体又は個人を他のものと比べて有利に扱うなど特別の扱いをすることを求める働きかけをいう。）

4 不当要求行為

（暴力行為、脅迫又はこれに類する行為、乱暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせたり、正当な理由なく職員に面会を強要する行為等）

（参考） 国家公務員倫理法（平成 11 年 8 月 13 日法律第 129 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、国家公務員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

（地方公共団体等の講ずる施策）

第 43 条 地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人は、この法律の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。